

# 茨城県報

号外第 6 2 号

平成 2 年 4 月 2 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

●道路の区域変更 (6 件) (道路維持課) .....	ページ 1
●道路の供用開始 (5 件) ( " ) .....	6

## 告 示

### 茨城県告示第 483 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 2 年 4 月 2 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字生子字弥惣内 2586 番地先から	旧	メートル 最大 10.0	メートル 2,036.0	
		最小 4.0	1,743.0	
		最大 39.0		
		最小 12.0		
猿島郡猿島町大字菅谷字道目 395 番 3 地先まで	新	最大 39.0	1,743.0	旧道移管による区域 変更
		最小 12.6		



## 茨城県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字石滝字不動前 2207番1地先から	旧	メートル 最大 15.3 最小 6.3	メートル 259.0	
		最大 12.3 最小 8.0	232.5	
高萩市大字安良川字下ノ内 332番2地先まで	新	最大 15.3 最小 6.3	259.0	迂回路撤去による区域変更

## 茨城県告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 銚田戸 佐原線	鹿島郡旭村大字滝浜621番6地先から	旧	メートル 最大 8.6 最小 6.8	メートル 308.0	交安施設工事による区域変更
	鹿島郡旭村大字滝浜 621番197地先まで	新	最大 9.8 最小 6.8	308.0	
県道 銚田 茨城線	鹿島郡銚田町大字舟木 178番6地先から	旧	最大 11.4 最小 9.2	349.0	同 上
	鹿島郡銚田町大字舟木 174番37地先まで	新	最大 12.6 最小 10.7	349.0	

県道 鉾田水戸 佐原線	行方郡北浦村大字繁昌字前原 1249番地先から	旧	最大 19.0 最小 12.6	314.0	交安施設工事による区域変更
	行方郡北浦村大字繁昌字前原 1219番6地先まで	新	最大 19.5 最小 14.5	314.0	
県道 鉾田水戸 佐原線	行方郡北浦村大字成田字分谷 20番1地先から	旧	最大 17.0 最小 6.0 最大 13.0 最小 6.0	220.0 243.0	迂回路撤去及び 現道拡幅による 区域変更
	行方郡北浦村大字内宿字小舟津 6番2地先まで	新	最大 25.0 最小 15.0	220.0	
県道 鉾田水戸 佐原線	行方郡北浦村大字内宿字小舟津 6番2地先から	旧	最大 10.0 最小 9.3	50.0	現道拡幅による 区域変更
	行方郡北浦村大字内宿字小舟津 29番1地先まで	新	最大 15.0 最小 10.0	50.0	
県道 鉾田水戸 佐原線	行方郡北浦村大字成田字分谷 1125番1地先から	旧	最大 16.5 最小 15.0	190.0	同 上
	行方郡北浦村大字成田字分谷 20番1地先まで	新	最大 18.5 最小 17.0	190.0	
一般国道 355号	行方郡玉造町大字手賀字竹之埜 1093番5地先から	旧	最大 10.4 最小 9.8	77.0	交安施設工事による区域変更
	行方郡玉造町大字手賀字竹之埜 1095番1地先まで	新	最大 11.0 最小 9.9	77.0	
県道 大竹鉾田線	鹿島郡鉾田町大字畑田 2149番2地先から	旧	最大 14.0 最小 8.0	1,440.0	同 上
	鹿島郡鉾田町大字畑田 2155番9地先まで	新	最大 14.5 最小 9.7	1,440.0	
県道 城ノ内桃浦 停車場線	鹿島郡鉾田町大字大和田 656番1地先から	旧	最大 23.0 最小 4.6	318.0	同 上
	鹿島郡鉾田町大字大和田 676番地先まで	新	最大 24.0 最小 4.8	318.0	
県道 下太田 鉾田線	鹿島郡旭村大字造谷 151番2地先から	旧	最大 7.7 最小 6.1	441.0	同 上
	鹿島郡旭村大字造谷 1028番1地先まで	新	最大 11.5 最小 6.8	441.0	

県道茨城鹿島線	鹿島郡銚田町大字下富田字五味貫次 809番地先から	旧	最大 9.8 最小 5.8	843.0	交安施設工事による区域変更
	鹿島郡銚田町大字鳥栖 1368番6地先まで	新	最大 12.0 最小 8.5	843.0	
県道銚田水戸佐原線	鹿島郡銚田町大字安房字識訪 1422番1地先から	旧	最大 10.1 最小 9.8	200.0	同 上
	鹿島郡銚田町大字安房字水砂 1418番15地先まで	新	最大 12.1 最小 10.5	200.0	
県道繁昌牛堀線	行方郡北浦村大字吉川 878番2地先から	旧	最大 10.4 最小 7.3	187.0	同 上
	行方郡北浦村大字吉川 833番2地先まで	新	最大 11.9 最小 7.3	187.0	

## 茨城県告示第486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県道銚田水戸佐原線	鹿島郡銚田町大字串挽字大川渕 37番地から	旧	最大 9.7 最小 9.2	63.0	現道拡幅による 区域変更
	鹿島郡銚田町大字串挽字大川渕 132番3まで	新	最大 12.5 最小 11.0	63.0	
県道銚田水戸佐原線	鹿島郡銚田町大字串挽字大川渕 132番3から	旧	最大 8.5 最小 6.0 最大 7.9 最小 5.5	99.0 95.0	迂回路撤去及び 現道拡幅による 区域変更
	鹿島郡銚田町大字串挽字南川渕 356番1まで	新	最大 12.3 最小 11.6	95.0	
県道銚田水戸佐原線	鹿島郡銚田町大字串挽字南川渕 356番1から	旧	最大 17.0 最小 6.4	188.0	現道拡幅による 区域変更
	鹿島郡銚田町大字串挽字柳町 347番4まで	新	最大 17.0 最小 9.8	188.0	

茨城県告示第 487 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 2 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道千葉竜ヶ崎線	北相馬郡利根町大字布川字東前 2339 番 1 地先から	旧	メートル 最大 12.0 最小 6.0	メートル 1,636.0	現道拡幅による 区域変更
	北相馬郡利根町大字横須賀字西前 664 番 1 地先まで	新	最大 23.0 最小 11.5	1,636.0	
県道竜ヶ崎阿見線	竜ヶ崎市大字泉町字池台 1992 番 12 地先から	旧	最大 15.5 最小 7.5	150.5	同 上
	竜ヶ崎市大字泉町字新田 957 番 1 地先まで	新	最大 28.0 最小 7.5	150.5	
一般国道 125 号	稲敷郡美浦村大字舟子字上川 527 番 3 地先から	旧	最大 9.3 最小 8.3 最大 12.0 最小 9.3	105.0 115.0	迂回路撤去によ る区域変更
	稲敷郡美浦村大字舟子字向地 519 番 1 地先まで	新	最大 10.0 最小 8.3	105.0	

茨城県告示第 488 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成 2 年 4 月 2 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道石岡下館線	真壁郡真壁町大字細芝字鼻欠 11 番 1 地先から	旧	メートル 最大 19.5 最小 7.0	メートル 2,121.0	現道拡幅による 区域変更
	真壁郡明野町大字猫島字庄内 844 番地先まで	新	最大 23.0 最小 7.0	2,121.0	

県道結城下妻線	真壁郡関城町大字関本下 2342番1地先から	旧	最大 24.0 最小 10.0	770.0	交安施設工事による区域変更
	真壁郡関城町大字関本下 2921番1地先まで	新	最大 25.6 最小 11.0	770.0	
県道高田下館線	下館市大字八田字東耕地 131番3地先から	旧	最大 16.5 最小 5.5	2,765.0	同 上
	下館市大字大関字山ノ神 1251番1地先まで	新	最大 16.5 最小 5.5	2,765.0	
県道川島小停川車場線	下館市大字小川字西久保 667番1地先から	旧	最大 10.5 最小 6.5	742.5	同 上
	下館市大字小川字本田 1211番1地先まで	新	最大 12.5 最小 9.0	742.5	
県道下妻真壁線	真壁郡明野町大字宮山字矢畑 443番1地先から	旧	最大 18.0 最小 6.1	880.0	同 上
	真壁郡明野町大字宮後字犬馬場 2157番2地先まで	新	最大 20.0 最小 9.0	880.0	
県道協和明野線	真壁郡協和町大字下星谷字沖田 57番1地先から	旧	最大 11.0 最小 7.5	260.0	現道拡幅による区域変更
	真壁郡協和町大字知行字陣屋 104番1地先まで	新	最大 22.5 最小 14.5	260.0	
県道明野間々田線	真壁郡関城町大字犬塚字浅間山 29番1地先から	旧	最大 12.5 最小 6.5	400.0	同 上
	真壁郡関城町大字犬塚字海道北 288番1地先まで	新	最大 22.0 最小 12.5	400.0	

## 茨城県告示第 489 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 東山田岩瀬線  
 2 供用開始の区間 真壁郡大和村大字大国玉字畑ヶ中東715番1地先から  
 真壁郡大和村大字大国玉字北大国玉386番1地先まで  
 3 供用開始の期日 平成 2 年 4 月 2 日

茨城県告示第 490 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成 2 年 4 月 2 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成 2 年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 用 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 水戸鉾田佐原線	鹿島郡旭村大字滝浜 621 番 6 地先から 鹿島郡旭村大字滝浜 621 番 197 地先まで	平成 2 年 4 月 2 日
県道 鉾田茨城線	鹿島郡鉾田町大字舟木 178 番 6 地先から 鹿島郡鉾田町大字舟木 174 番 37 地先まで	同 上
県道 水戸鉾田佐原線	行方郡北浦村大字繁昌字前原 1249 番地先から 行方郡北浦村大字繁昌字前原 1219 番 6 地先まで	同 上
県道 水戸鉾田佐原線	行方郡北浦村大字成田字分谷 1125 番 1 地先から 行方郡北浦村大字内宿字小舟津 29 番 1 地先まで	同 上
一般国道 3 5 5 号	行方郡玉造町大字手賀字竹之塙 1093 番 5 地先から 行方郡玉造町大字手賀字竹之塙 1095 番 1 地先まで	同 上
県道 大竹鉾田線	鹿島郡鉾田町大字畑田 2149 番 2 地先から 鹿島郡鉾田町大字畑田 2155 番 9 地先まで	同 上
県道 城ノ内桃浦 停車場線	鹿島郡鉾田町大字大和田 656 番 1 地先から 鹿島郡鉾田町大字大和田 676 番地先まで	同 上
県道 下太田鉾田線	鹿島郡旭村大字造谷 151 番 2 地先から 鹿島郡旭村大字造谷 151 番 3 地先まで	同 上
県道 茨城鹿島線	鹿島郡鉾田町大字下富田字五味貫次 809 番地先から 鹿島郡鉾田町大字鳥栖 1368 番 6 地先まで	同 上

県道 水戸鉾田佐原線	鹿島郡鉾田町大字安房字諏訪1422番1地先から 鹿島郡鉾田町大字安房字水砂1418番15地先まで	平成 2 年 4 月 2 日
県道 繁昌牛堀線	行方郡北浦村大字吉川878番2地先から 行方郡北浦村大字吉川833番2地先まで	同 上

~~~~~

**茨城県告示第491号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路 線 名      | 供 用 開 始 の 区 間                                 | 供用開始の期日        |
|------------|-----------------------------------------------|----------------|
| 県道 水戸鉾田佐原線 | 鹿島郡鉾田町大字串挽字大川淵37番地から<br>鹿島郡鉾田町大字串挽字南川淵352番地まで | 平成 2 年 4 月 2 日 |

~~~~~

**茨城県告示第492号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 め 区 間	供用開始の期日
県道 千葉竜ヶ崎線	北相馬郡利根町大字中田切字本戸244番10地先から 北相馬郡利根町大字横須賀字西前664番1地先まで	平成 2 年 4 月 2 日
県道藤代板戸井岩井線	北相馬郡守谷町大字板戸井字前畑1751番6地先から 北相馬郡守谷町大字板戸井字前畑1545番地先まで	同 上

~~~~~



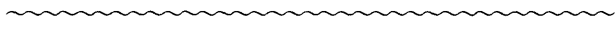
茨城県告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成2年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成2年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路 線 名           | 供 用 開 始 の 区 間                                      | 供用開始の期日  |
|-----------------|----------------------------------------------------|----------|
| 県道 石岡下館線        | 真壁郡真壁町大字細芝字鼻欠11番1地先から<br>真壁郡明野町大字猫島字庄内844番地先まで     | 平成2年4月2日 |
| 県道 結城下妻線        | 真壁郡関城町大字関本下2342番1地先から<br>真壁郡関城町大字関本下2921番1地先まで     | 同 上      |
| 県道 高田下館線        | 下館市大字八田字東耕地131番3地先から<br>下館市大字大関字山ノ神1251番1地先まで      | 同 上      |
| 県道 小川川島<br>停車場線 | 下館市大字小川字西久保667番1地先から<br>下館市大字小川字本田1211番1地先まで       | 同 上      |
| 県道 下妻真壁線        | 真壁郡明野町大字宮山字矢畑443番1地先から<br>真壁郡明野町大字宮後字犬馬場2157番2地先まで | 同 上      |
| 県道 真岡協和明野線      | 真壁郡協和町大字下星谷字沖田57番1地先から<br>真壁郡協和町大字知行字陣屋104番1地先まで   | 同 上      |
| 県道 明野間々田線       | 真壁郡関城町大字犬塚字浅間山29番1地先から<br>真壁郡関城町大字犬塚字海道北288番1地先まで  | 同 上      |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2, 300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)